

○ 財務省告示第百九十三号
平成二十一年五月二十五日より施行する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の成

二 一 発二令
条 律發行號名稱及び記
款項及の根拠そ拠
國庫短期財務証券（第二十六回）

四 三 二 一 発二令
發行方法の適用振替法の法律發行號名稱及び記
條款及の根拠そ拠
國庫短期財務証券（第二十六回）

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法
市る参て札発によ一争は受けるもとい
場も加、と行る価に日けるもとい
特の者財同一發行格付本銀のう。
別にご務時と行競し行のう。
參よと大にい（以争て行のう。
加るに臣行。下入行とし。）
者発応がわ。一札わすれ。法
・行募各れ及一札わすれ。法
第へ限國るび価一れ。法
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七	六	五
口　イ		口　イ	口　イ
振額最	払	發	方募
替額	行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国入価法入
単面	入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債札格決
位金	札格第参市発競金	札格第参市発競	札格第参市発競定
	発競I加場行争額	発競I加場行争額	発競I加場行争の
振替法の規定による振替口座簿	千萬円一千九百七億円二千二百五十五	額億額面七面金千金額万額で円で二千三百四十八億円	込募各當も各価格競争入札発行」という。
	一二十三	一兆六三万二千八百四千六十九百七百四億円二十億二千九百三十五百三十	申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 期 發	・ 札 格 競	格 行 競 價	
平 成 二 十 一 年 五 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ き 百 円	額 面 金 額 と 支 き は 、 う 。 そ の 翌 當 業 日	償 還 金 る し と 償 一 年 、 期 月 二 行 休 業 日	当 た だ 成 成 し 、 一 年 七 月 二 十 七 日	平 成 大 臣 七 厘 百 円 上 に の つ そ 九 十 九 九	十 六 面 六 面 錢 七 額 厘 百 上 に の つ そ 九 ぞ れ 九 九	す る 。整 數又 倍は の記 金錄 額は 、 よ最 る低 も額 の面 と金